

変更届の提出に関する注意事項

予防接種法に基づく定期の予防接種を行う医療機関名称や接種協力医師名等については、予防接種法施行令の定めにより公告することとなっています。

そのため、豊田市では、医療機関からの『豊田市個別予防接種業務委託 承諾書』の提出に基づき医療機関名称・接種協力医師名等を公告しております。万が一、当該年度内に変更が生じた場合は、速やかに届出が必要です。

変更届を提出する際には、以下の事項に注意してください。

1

変更事項が「接種協力医師」「ワクチンの種類」の場合は、別紙1の添付が必要です。なお、当該医療機関が実施を承諾している種類の加除はできません(変更届の別紙1「(※)区分の説明」参照)。

2

変更日は、変更届の提出日より後の日付を記入してください(日付の遡及は認めません)。

3

変更届を提出後、公告内容を変更するため、市が法的手続きを行います。手続きに時間を要しますので、余裕をもって書類の提出をお願いします。

4

原則、公告された医師・医療機関のみ予防接種の実施が可能です。そのため、変更届を提出するいとまがなく、急を要する場合は、感染症予防課まで至急御連絡ください。

5

公告された内容(承諾書に記載した内容)は、当該年度のみ有効です。3月末をもって公告の効力は無くなりますので、年度途中で接種協力医師の辞退を申し出る場合は、熟慮して変更届を提出ください(万が一、辞退した医師が再び予防接種を実施する場合は、医師の追加のために、再度、変更届の提出が必要となります)。

6

変更届の提出先は、感染症予防課です。

7

愛知県広域予防接種事業に係る医師等の変更については、当課では対応しておりません。

8

閉院等の理由により、予防接種業務自体を取り止める場合は、変更届ではなく辞退届の提出が必要です。年度途中の取り止めに對する市民からの問い合わせについては、貴院で対応をお願いします。

◆◆ 書類の提出先・連絡先 ◆◆

豊田市 感染症予防課 予防接種担当

住所：〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地

電話：(0565) 34-6180